

農薬の登録申請において提出すべき資料についての一部改正案（改正農薬取締法の施行に伴う試験項目の追加等）について（概要）

農薬の登録を申請する者が提出すべき資料については、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号。以下「法」という。）第 3 条第 2 項（法第 34 条第 6 項において準用する場合を含む。）及び農薬取締法施行規則（昭和 26 年農林省令第 21 号）第 2 条に基づき、「農薬の登録申請において提出すべき資料について」（平成 31 年 3 月 29 日付け 30 消安第 6278 号農林水産省消費・安全局長通知）で定めているところである。

今般、農薬取締法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 53 号）第 2 条による改正後の同法（令和 2 年 4 月 1 日施行）において、

- ・ 農薬の登録事項として、農薬の使用に際して講ずべき被害防止方法、使用期限の追加
- ・ 農薬の動植物への影響評価の対象が、従来の「水産動植物」から「生活環境動植物」に変更

されること等を踏まえ、試験項目、試験方法の追加等を行うため、当該局長通知の改正を行う。

1. 農薬使用者、ミツバチ及び生活環境動植物への影響評価の充実について

（1）農薬使用者への影響評価

農薬使用者への影響評価法に関する検討会（第 1 回：平成 30 年 12 月 17 日、第 2 回：平成 31 年 2 月 4 日）及び農業資材審議会農薬分科会（第 19 回：平成 31 年 3 月 18 日）での審議を踏まえ、必要な試験項目、試験方法及び評価方法を規定。

<評価におけるポイント>

- ・ 毒性試験を基に設定した毒性指標（暴露許容量）と、散布方法や防護装備等を考慮した暴露量の推計結果を比較して評価。
- ・ 農薬散布期間中の反復影響のほか、1 日単位での急性影響も評価。

（2）ミツバチへの影響評価

農薬の蜜蜂への影響評価法に関する検討会（第 1 回：平成 30 年 12 月 19 日、第 2 回：平成 31 年 1 月 30 日）及び農業資材審議会農薬分科会（第 19 回：平成 31 年 3 月 18 日）での審議を踏まえ、必要な試験項目、試験方法及び評価方法を規定。

<評価におけるポイント>

- ・ 蜂群への影響を評価するため、成虫への影響（接触、経口）に加え、巣に持ち帰った花粉・花蜜による幼虫に対する影響等も評価。

（3）生活環境動植物への影響評価

中央環境審議会での審議を受け平成 31 年 2 月に示された「生活環境動植物に係る農薬登録基準の設定について（第一次答申）」を踏まえ、以下について、試験項目及び試験方法を改正。

① 水域の生活環境動植物

- ・ 「藻類生長阻害」試験を「藻類・シアノバクテリア生長阻害」試験に変更

- ・「コウキクサ類生長阻害」試験を追加
 - ・ 7日間（コウキクサ類の試験期間）の環境中予測濃度算定方法を追加
- ② 陸域の生活環境動植物への影響を評価するため、鳥類における毒性試験方法及び暴露量算定方法等を追加

2. 農薬の物理的・化学的性状に関する試験方法の変更

農薬の使用期限が登録事項となることに伴い、経時安定性に関する試験方法等を変更。

3. その他

作物群を申請する場合の試験例数の変更

平成 31 年 3 月 29 日の薬事食品衛生審議会農薬・動物用医薬品部会において示された「国際的整合性を踏まえた MRL 設定における食品群及び代表作物について」を踏まえ、作物群を申請する場合の試験例数を一部変更。